

概要版

川崎市環境基本計画

2011(平成23)年3月全面改定

～環境を守り 自然と調和した 活気あふれる
持続可能な市民都市 かわさき～

はじめに



私たちは、大気や水、緑や土壌など、様々な自然の恵みからなる環境のなかに生きていますが、これらの恵みは無限なものではありません。また、私たちの暮らしは、貴重な資源から様々なものを生み出し、これらを消費する社会経済活動の支えによって成り立っています。

地球温暖化や失われつつある生物多様性などの環境問題は、日々の暮らしと密接に結びついており、私たち一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践していくことが何よりも重要な問題です。

本市では、1994年に全国に先駆けて環境基本条例に基づく環境基本計画を策定し、2002年に目標などの一部見直しを行いながら、総合的かつ計画的に環境行政を推進してきましたが、その結果、大気環境や河川水質の改善をはじめとして、ごみ排出量の減少、緑地の保全などの成果が挙がっております。

今回の計画では、これまでと同様の課題に対処していくとともに、様々な展開が見られる環境に関する国内外の情勢や環境行政の動向に対応するため、「地域の生活環境のみならず、地球環境を見据えた計画づくり」、「多様な主体の環境配慮行動を促進する計画づくり」を念頭に、全面的な見直しを行っています。

具体的には、地域の環境対策について万全を期すとともに、一層の取組が求められている地球温暖化対策に関する内容を充実させています。また、日々の暮らしに起因するエネルギーや資源の消費など、社会経済活動と密接に結びついた環境問題に取り組む上では、市民・事業者の皆様と力を合わせた着実な取組が大切になってまいりますので、こうした考えについて計画に示しているところです。

さらに、本市の特徴を活かした取組として、地球規模での環境問題が深刻化する中、公害対策等で培った優れた環境技術の集積を活かし、国際社会に貢献していくことなどについて掲げています。

川崎の良好な街づくりのみならず、地球のよりよい環境を将来の世代に引き継いでいくために、市民・事業者の皆様とともに、環境施策を積極的に推進してまいりたいと思いますので、皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

2011年3月

川崎市長

阿部孝夫

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

本市では、1991年に「川崎市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定・公布するとともに、1994年には環境基本条例に基づく環境基本計画を全国に先駆けて策定しました。その後、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、目標や施策等の一部見直しを行い、2002年に環境基本計画（以下「旧計画」という。）を改訂しました。

改訂後、本市においては、大気環境の改善、化学物質の環境への排出量の大幅な削減など、計画による一定の成果が得られたものの、大規模な市街地の再開発や予想を上回る人口の増加等に伴い、ごみ量の増加や緑の喪失が懸念されることなどから、今後、これらの課題への対応が求められます。

また、本市の計画として、基本構想と実行計画を定めた新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」が2005年3月に、その第2期実行計画が2008年3月にそれぞれ策定されました。その他の計画として、一般廃棄物処理基本計画（2005年4月）、緑の基本計画（2008年3月）などの種々の計画の策定や見直しが行われ、様々な施策を推進しています。

こうした中、地球温暖化対策については、国際的に実効性のある枠組みの構築などの検討が進められ、国内においても様々な取組が進められる中で、本市における対策を一層強化するため、各主体による「地球温暖化対策のルール」として、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を2009年12月に制定するなど、地球温暖化対策に向けた取組を推進しています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、地球温暖化対策をはじめとした重点分野を掲げるとともに、旧計画における目標が未達成の課題をはじめとして、環境に係る国内外の社会情勢、環境行政の新たな動向等に対応し、本市の環境行政をより総合的に推進する計画として改定します。

2 計画策定及び改定の趣旨

環境基本条例では、環境政策の理念を次のように定めています。

「川崎市環境基本条例」第2条 環境政策の理念

- 1 市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。
- 2 市は、市民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする。
- 3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。

川崎市環境基本計画は、こうした理念の実現に向けて、環境基本条例第8条の規定に基づき、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市基本構想を踏まえて策定したものです。

このほか、計画策定の視点として環境基本条例第3条に規定する環境政策の基本原則である「施策の総合性」、

「科学的予見性」、「生態系への配慮」、「地球環境への配慮」、「市民の参画と協働」を踏まえています。

また、計画改定に当たっては、次の点を念頭に置いています。

●地域の生活環境のみならず、地球環境を見据えた計画づくり

●多様な主体の環境配慮行動を促進する計画づくり

さらに、改定に当たり、次の事項に留意しています。

【環境分野の計画の総合化】

環境分野における様々な計画との整合に留意した上で、環境全般にわたる計画として整理すること。

【他分野の計画との整合】

環境分野以外の計画においても環境の視点が盛り込まれてきており、こうした関連計画とも整合を図り、環境面での施策の進行管理を行う仕組みを設けること。

【総合的な評価方法の設定】

計画の達成状況の評価に関して、個々の成果等の評価を行うだけでは得られない、環境行政が進んでいる方向を知る目安とするために、計画全体についての総合的な評価方法について定めること。

【新総合計画との整合】

旧計画の公表後に、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」が定められたことから、基本構想に掲げるまちづくりの基本目標「『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』をめざして」を環境面から実現を図る計画とすること。

3 他の計画との関係

前項の策定及び改定の趣旨を踏まえ、本計画では、総合計画や環境分野の計画との関係に留意しています。

本計画との整合に特に留意した各分野の計画

分野※	計画名
◆全般	●新総合計画 川崎再生フロンティアプラン
◆地域から地球環境の保全に取り組むまち	●川崎市地球温暖化対策推進基本計画
◆環境にやさしい循環型社会が営まれるまち	●川崎市一般廃棄物処理基本計画—かわさきチャレンジ・3R— ●第5次川崎市産業廃棄物処理指導計画
◆多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち	●川崎市緑の基本計画 ●川崎市多摩川プラン
◆安心して健康に暮らせるまち	●川崎市自動車公害防止計画 ●川崎市地下水保全計画 ●川崎市河川水質管理計画

※全般以外については、第3章に示す「6つのまちの姿」に基づき分類しています。

4 計画の役割

本計画は、良好な都市環境の保全及び創造をめざす総合的な環境行政制度の中心として位置付けられ、市はもとより、市民や事業者の環境面に係る指針となるものです。本計画では、次の役割を明らかにします。

- ◎環境に影響を及ぼす市の計画の策定や施策の実施に対し、環境の保全と創造を図る上での方向性を示します。
- ◎総合的な視点から計画の対象とする環境を幅広くとらえ、長期的な展望に立ってめざすべき環境像を示します。
- ◎環境の保全及び創造に当たっての課題に対し優先的に取り組む内容を重点分野として示します。
- ◎めざすべき環境像の実現に必要な目標及び施策の体系を示すとともに、毎年度の進行管理を適切に行う仕組みを示します。
- ◎環境配慮の主体となる、市民、事業者及び市の各々の役割並びに環境資源を利用するに当たっての環境配慮事項を示します。

5 主体別の責務

本計画は、市が取り組むべき環境施策等を示すものですが、計画の効果的な推進に当たっては市民や事業者にも一定の責務が求められることから、環境基本条例では、次の事項が定められています。

市民の責務	事業者の責務	市の責務
市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。	事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の環境施策に積極的に協力しなければならない。	市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

6 計画の期間

計画の期間は、2020（平成32）年度までの10年間とします。

目標の達成状況や、環境問題・環境行政を取り巻く国内外の情勢、社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 環境の現況とこれまでの取組

本計画では、環境の現況とこれまでの取組について示しています。（この資料は概要版です。詳細については、川崎市環境基本計画（2011（平成23）年3月全面改定）を御覧ください。）

●環境の現況

- ・川崎市の変遷（土地利用、人口・世帯の推移等）
- ・環境の現況について（地球環境問題、廃棄物、自然環境、公害、環境産業、環境教育等）

●これまでの取組

- ・環境基本計画の策定等の経緯
- ・環境基本計画のこれまでの実施状況（旧計画における重点目標の達成状況）

第3章 計画がめざす環境像

めざすべき環境像

川崎市基本構想における基本目標及び基本政策、環境の現況を踏まえ、本計画がめざす本市の「めざすべき環境像」を次のとおりとします。

環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき

私たちは、大気、緑、水、土壌、資源など、様々な自然の恵みから成る環境の中に生きています。これらの恵みは、循環や再生を繰り返しながら、私たちの命を支え続けていますが、有限なものでもあります。環境を守る、すなわち健全な自然の営みを持続させ、有限な資源を保全するとともに新たに創造していくことが、私たちの健康や生命を守るためには不可欠です。そのためには、私たち人間の活動は、地球や地域にとっての許容範囲を超える環境負荷を与えないとともに、自然と調和したものでなくてはなりません。

かつて公害問題が発生した時代に、本市は全力をあげて問題解決に取り組み、地域の環境は改善に向かってきました。しかし、私たちは今もなお、様々な環境問題を抱えています。自動車排出ガスによる大気汚染、樹林地や農地の減少、廃棄物の増大といった地域の問題や、地球温暖化や資源・エネルギー問題といった地球規模の問題をみると、私たちは、環境保全に対する認識を十分にもって行動してきたとは言えません。これら様々な問題が重なり合って環境に過大な負荷を与え、環境と人間社会の持続可能性が危ぶまれる状態に至っており、私たちは早急に、これまでの社会のあり方を改め、環境と人間の持続可能性を最優先に考える社会に転換させなくてはなりません。

こうしたことから、本市は、地球や地域の環境が保全され、様々な資源や自然界全体の健全な循環が確保され、良好な環境が持続可能になるとともに、それを基盤として、人が健康で快適に暮らし続けることができる「持続可能な市民都市」をめざします。

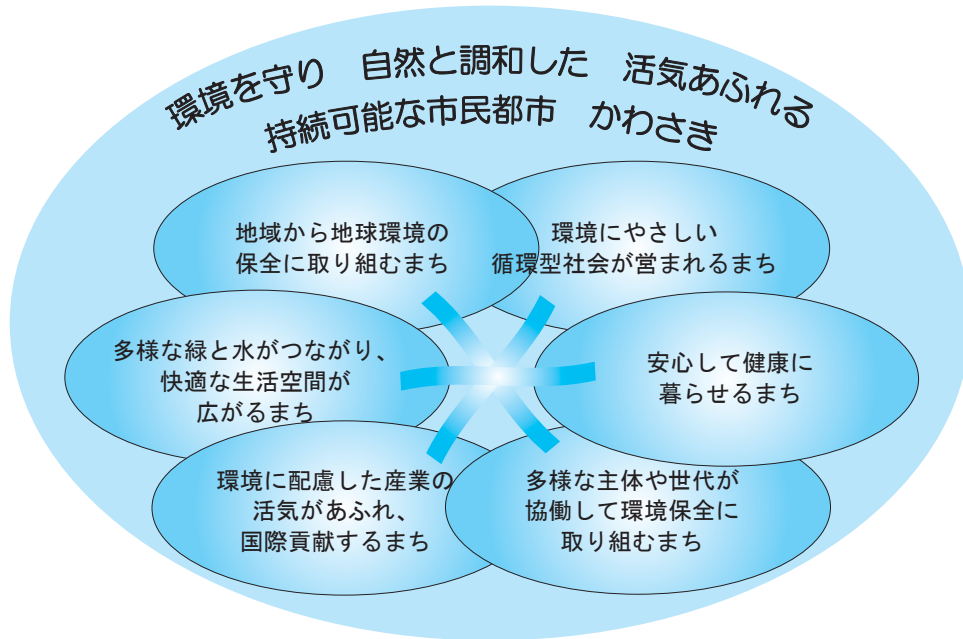
また、「持続可能な市民都市」を実現するためには、経済や社会が健全で活力があり、環境問題を解決する新たな技術を生み出し続ける力を持っていることも必要です。

さらに、すべての主体が日常生活や事業活動において自主的・積極的に環境配慮や環境保全に取り組むことが求められます。

本市は、多摩川や多摩丘陵という自然環境を抱える地域特性であるとともに、全国でも有数の産業や人口が集積する都市であり、今後も成長が見込まれています。これからも、環境に高い価値を認めその保全に努めながら、人と自然と産業とが共生する、川崎らしさのある「持続可能な市民都市」を

めざします。

また、「めざすべき環境像」の実現を図るためのより具体的な像として、「6つのまちの姿」を示します。「6つのまちの姿」は、その実現に向けたそれぞれの取組を通して、一体となって「めざすべき環境像」の実現を支えます。



3 めざすべき環境像の実現に向けた6つのまちの姿

「めざすべき環境像」の実現に向けて一体となって取組を進める「6つのまちの姿」について、それぞれがめざす具体的なまちの姿を示します。

環境を守り 自然と調和した 活気あふれる
持続可能な市民都市 かわさき

地域から地球環境の保全に 取り組むまち

気候変動による悪影響を及ぼさない水準で温室効果ガス濃度が安定し、オゾン層破壊や酸性雨をはじめとした様々な地球規模の問題が解決に向かい、地球環境が保全されています。エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギー源の導入、環境に配慮した交通体系やまちの整備が進み、都市気温の上昇も抑制されて、地域の環境や社会も、利便性や活気にあふれながら、持続可能なものとなっています。

多様な緑と水がつながり、 快適な生活空間が広がるまち

多様な緑と水のつながりが市域全体に広がり、豊かな水辺や水循環が保たれて、まちと自然が共生し、その自然の恵みを人を含む生物が享受しています。すぐれた景観や利用者にやさしい都市施設など、良好な都市アメニティが得られ、快適な暮らしが実現しています。

環境に配慮した産業の活気があふれ、 国際貢献するまち

全国でも有数の産業集積を形成する本市において、環境に配慮し環境負荷を最小化した先進的な産業活動や川崎発の環境保全技術、また、これらに基づいた環境産業の振興や海外への技術移転などにより、まちに良好な環境と活気をもたらされ、国際的な環境保全にも貢献しています。

環境にやさしい循環型社会が 営まれるまち

環境負荷の低減につながる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が各主体により行われていることで、天然資源の消費が抑制されています。また、廃棄物が適正に処理されるとともに、資源化などの先進的な環境技術の導入が進んだ、環境にやさしい循環型社会が営まれています。

安心して健康に暮らせるまち

都市の成長が続く本市で、都市をとりまく大気や水、土壌のきれいさや安全性を守り、化学物質の環境リスクの低減を図り、騒音・振動、悪臭、建造物影響などの問題解決を図ることによって、安心して健康に暮らせる都市が実現されています。

多様な主体や世代が協働して 環境保全に取り組むまち

市民や事業者など多様な主体や世代が、良好な環境の大切さを学び、その価値を認め、環境の恵みを享受しながら、協働して環境の保全及び創造に取り組む、次世代に積極的に継承しています。

第4章 計画の目標

1 環境政策とその目標（総合的目標）

「環境政策」は、「6つのまちの姿」の実現に向けた取組の方向性を示すものです。「環境政策の目標（総合的目標）」は、環境政策が示す取組の方向性を、さらに具体的に表したものです。

「環境政策の目標（総合的目標）」は、様々な環境要素が含まれる「6つのまちの姿」やこれらが連なる「めざすべき環境像」の実現を図るための目標であり、複数の環境要素が関連した総合的な目標となっています。

環境政策 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

地球温暖化の進行を防ぐために、すべての主体が日常生活や事業活動において化石燃料の消費削減とともに、エネルギーの効率的な利用や循環利用、再生可能エネルギー源の導入・使用などの努力を重ね、また地域全体として、環境に配慮した交通体系、まちの構造、建造物、設備等への計画的な転換を図り、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現をめざします。同時に、都市気温が著しく上昇するヒートアイランド現象の抑制を図ります。

また、オゾン層の保護、酸性雨の防止をはじめとし、森林の保全その他の様々な地球規模の環境問題の解決にも取り組み、地域から地球環境を保全するための取組を進めるまちをめざします。

環境政策 環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

環境負荷の低減につながる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を基本として、天然資源の消費を抑制し、排出された廃棄物の適正な処理を進めるとともに、資源化などの先進的な環境技術の導入やごみの発生・排出抑制につながる市民、事業者、市の各主体の環境配慮行動を促すことで、都市の利便性や活気を保ちつつ、環境にできる限り負荷をかけない循環型社会の実現をめざします。

環境政策 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

本市は多摩丘陵や多摩川崖線に存する樹林地や農地、多摩川をはじめとする河川や湧水、東京湾など多様な自然的環境資源に恵まれた地域です。こうした緑と水のつながりを充実させるために、その保全・創出・育成に取り組み、緑と水のネットワークを市域全体に広げ、豊かな水辺や健全な水循環が保たれ、快適な生活空間が広がり、良好な環境と安らぎが得られるまちをめざします。また、市域に生息する生物の生息・生育地の保全・創出に取り組み、生物多様性の保全に努め、身近に生き物とふれあえる機会の創出に努めます。

また、人口増加や都市の成長が当面続くと見込まれる本市で、良好な都市アメニティが得られ快適に暮らせるよう、優れた都市景観の形成や歴史的文化的遺産の保全・活用などを図ります。

環境政策 安心して健康に暮らせるまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

本市は公害問題の克服をめざし、積極的な環境行政を進めたことにより、大気や水質などの環境は改善に向かってきました。更なる環境改善に向けて、未解決の課題や新たな問題に対応するため、事業者や市民の協力による環境負荷の低減、環境の監視や調査による問題の未然防止などに取り組み、大気や水、土壌のきれいさや安全性を守り、化学物質の環境リスクを低減して環境汚染を防ぐことで安心して健康に暮らせるまちをめざします。

また、騒音、振動や悪臭への対策を進め、静かで悪臭物質の排出が抑制された環境が享受されるよう努めるとともに、建築物や工作物の建設の際の要請、助言、指導などにより著しい建造物影響が生じない空間の創出を促進します。

環境政策 環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

地域環境や地球環境を保全するためには、環境負荷の低減に寄与する技術の開発や産業の振興が不可欠です。また、いずれの産業においても環境対策・環境配慮が行われ、環境の保全・創造を基調とする社会経済活動が営まれることが重要であり、これらの結果が地域経済の活性化や雇用創出につながるものが大切です。以上のような環境と経済の好循環の実現、都市と産業との共生に向けて、国内はもとより海外への技術移転や人の交流等を進めることで、環境技術による国際貢献を果たし、環境保全を支える産業と社会の活気があふれるまちをめざします。

環境政策 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

本市において日常生活や事業活動を営む多様な主体が、地域や地球の環境について学び、自らの活動の環境への負荷が低減されるよう環境配慮を取り入れるとともに、様々な主体や世代が協働して環境の保全及び創造に積極的に取り組む社会をめざします。

2 環境要素・環境項目とその目標・指標

「環境政策」に関係する環境要素ごとに目標を設定し、これらを達成していくことでめざすべき環境像の実現を図ります。（次ページに示す各環境要素の目標の末尾に環境要素を（ ）にて示しています。）

このほか、本計画では、環境要素を構成している環境項目についても同様に目標を設定しています。環境項目には、指標を示し、年次報告書による計画の進行管理を行っていく際に達成状況の把握に活用します。

なお、「環境政策」のうち「環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす」、「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす」については、特定の環境要素ではなく、多くの環境要素が様々な形で関係していることから、環境要素及び環境項目ごとの目標は設定していません（これら2つの環境政策に関する達成状況は、第6章 基本的施策において、該当する「施策の方向」ごとに設定している指標・目標※を活用して把握していきます。）。

※ 「施策の方向」ごとに設定している指標・目標は、この資料には掲載していません。（この資料は概要版です。詳細については、川崎市環境基本計画（2011（平成23）年3月全面改定）を御覧ください。）

環境政策 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

〔環境要素の目標〕

- 温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現及びオゾン層の保護や酸性雨の防止をはじめとする様々な地球規模の問題の解決をめざし、地球環境の保全に向けた取組が進められていること（地球環境）
- エネルギーの効率的な利用や循環利用、再生可能エネルギー源の活用が進められていること（エネルギー）
- 環境に配慮した都市構造や建造物等の整備が図られ、ヒートアイランド現象が抑制されていること（都市気温（ヒートアイランド現象））

環境政策 環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす

〔環境要素の目標〕

- 環境負荷の低減につながる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を基本として、天然資源の消費が抑制され、排出された廃棄物の適正な処理が進められていること（資源・廃棄物）

環境政策 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす

〔環境要素の目標〕

- 緑の保全・創出・育成が進められ、緑のネットワークが市域全体に広がり、良好な環境と安らぎが得られること（緑）
- 健全な水循環が保たれていること（水循環）
- 豊かな水辺が保たれて、良好な環境と安らぎが得られること（水辺）
- 市域に生息生育する生物とその生息生育地が保全され、生物多様性が確保され、身近な生き物とのふれあいが得られること（生物）
- 良好な生活環境が得られ、快適に暮らせること（都市アメニティ）

環境政策 安心して健康に暮らせるまちをめざす

〔環境要素の目標〕

- 大気のきれいさや安全性が守られていること（大気）
- 水のきれいさや安全性が守られていること（水）
- 土の安全性が守られていること（土）
- 化学物質の環境リスクが低減され、環境汚染が生じていないこと（化学物質）
- 静かな環境が享受できること（騒音・振動）
- 臭気に関する快適な環境が保たれること（悪臭）
- 建築物や工作物による著しい住環境への影響が生じていないこと（建造物影響）

第5章 重点分野

「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」の実現等のため、社会的要請の高い課題、市の環境特性に関係する課題、すべての主体の取組が不可欠な課題について現況を勘案した上で8つの分野を重点分野として設定しています。また、各重点分野における課題解決に向け、特に留意すべき事項を重点課題として示しています。

重点分野では、重点目標・指標、市の取組等を示しているほか、重点分野における課題解決に向けては、多様な主体が取り組むことでより大きな効果が期待されるため、市民・事業者の取組例を示しています。

重点分野 地球温暖化・エネルギー対策の推進

重点課題 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な取組の推進

【重点目標・指標】

- ・市域における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、本市の特徴である優れた環境技術を活かし地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献することで2020年度までに1990年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す。
- ・各主体が削減目標に向かって、自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、協働の取組を進めることで、温室効果ガス排出量を削減する。
- ・国全体の中期目標に関する検討状況等を見極めながら、必要に応じて目標の改定について検討を行う。

【市の取組】

- 大規模事業者の温室効果ガス排出量削減の促進
- 低CO₂川崎ブランドの推進
- 地域地球温暖化防止活動推進センター等との協働した地球温暖化対策の推進
- 地球温暖化対策に係る普及啓発の推進
- 環境にやさしい交通ネットワークの構築に向けた取組の推進
- 電気自動車の導入に対する助成
- 再生可能エネルギー源等の利用拡大に向けた仕組みづくりの推進
- 高いエネルギー効率を有する建築物の誘導に向けた取組の推進
- 人工排熱の削減の促進
- 壁面、屋上緑化の促進

【市民・事業者の取組例】

◆市民の取組

- ・電気、水道、ガス等の使用量の削減
- ・太陽光発電施設や太陽熱温水器等の導入による再生可能エネルギー源の積極的な活用
- ・省エネルギー型の電気製品、ガス器具等の選択
- ・冷暖房機器の適温（冷房時28℃、暖房時20℃）設定
- ・ごみの減量、分別の徹底などによる資源消費の抑制
- ・公共交通機関の積極的な利用
- ・エコドライブの推進

◆事業者の取組

- ・太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー源の積極的な導入
- ・工場廃熱などの未利用エネルギーの有効活用
- ・業務用施設、空調、ボイラー等に関する省エネルギー型設備の積極的な導入、適正な維持管理
- ・省CO₂、省資源化等に資する新技術の開発、エコビジネスの創出の推進
- ・事業活動に使用する自動車へのハイブリッド車、電気自動車等の積極的な導入
- ・エコドライブの推進
- ・建築物の断熱化の推進
- ・建築物環境配慮制度の積極的な活用

重点分野 一般廃棄物対策の推進

重点課題 3Rの推進

【重点目標・指標】

ごみ焼却量：2013年度までに37万トン

上記目標の達成に向けて、次の点に留意するものとする。

- ・市民一人一日当たりのごみ排出量：2013年度までに1,128g
- ・資源化量：2015年度までに20万トン（資源化率目標値35%）

【市の取組】

- プラスチック製容器包装の分別収集の実施
- ミックスペーパー分別収集の拡大
- 資源集団回収事業の拡充
- 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進
- 環境教育・環境学習の充実
- 事業系ごみの減量化・リサイクルの推進
- 家庭のごみダイエット・チェックシートの普及
- レジ袋の削減に向けた取組
- 事業系資源物のリサイクルルートの確立
- ごみ発電事業の推進
- 搬入禁止物の混入防止
- 施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施

【市民・事業者の取組例】

◆市民の取組

- ・使い捨て製品の使用自粛、再生品や詰め替え製品の優先的な使用
- ・買い物袋（マイバッグ）の持参による適正包装への協力及びポリ袋の使用の削減
- ・コンポスト化容器や生ごみ処理機の使用等による生ごみの減量化
- ・リユース食器やマイカップなどの積極的な利用
- ・地域での資源集団回収やごみ集積所の環境美化への積極的な参加
- ・資源の有効利用となるごみの適正な分別収集への協力

◆事業者の取組

- ・過剰包装の自粛や適正包装の推進などによるごみの減量
- ・資源物のリサイクルや資源の有効利用
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の自らの責任における適正処理

重点分野 緑の保全・創出・育成

重点課題 ①緑地の保全 ②農地の保全 ③公園緑地の整備 ④協働による緑の保全・創出・育成の取組

【重点目標・指標】

- ①緑地の保全：施策による緑地の保全面積
2017年度までに272ha（現状：211ha（2009年度））
- ②農地の保全：施策による農地の保全面積
2017年度までに416ha（現状：407ha（2009年度））
- ③公園緑地の整備：都市公園等の整備面積
2017年度までに769ha（現状：716ha（2009年度））
- ④協働による緑の保全・創出・育成の取組：公園管理運営協議会の発足数
2017年度までに1,000公園（現状：435公園（2009年度））

【市の取組】

取組① 緑地の保全

- 特別緑地保全地区、緑の保全地域等の指定やふれあいの森（市民緑地）の設置の推進、緑地保全協定の締結による緑地保全施策の推進 等

取組② 農地の保全

- 担い手支援や地産地消、環境保全型農業の推進などによる農業振興 等

取組③ 公園緑地の整備

- 大規模公園緑地の整備推進
- 歩いていける身近な公園の整備推進 等

取組④ 協働による緑の保全・創出・育成の取組

- 多様な主体による公園管理の促進 等

【市民・事業者の取組例】

◆市民の取組

- ・保全された緑地の緑の保全・再生・育成・管理活動への参加
- ・身近な公園の管理運営活動や緑の愛護活動への参加
- ・緑の保全や公園緑地の整備に関する各種計画づくりへの参画
- ・緑の人材育成の講座等への参加 等

◆事業者の取組

- ・緑化に関する協定の締結や保全緑地の維持活動への参加など、市が実施する緑化推進への積極的な参加
- ・市民活動への支援 等

重点分野 大気環境対策の推進

重点課題 二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)など、大気環境対策の総合的取組の推進

【重点目標・指標】

次の大気汚染物質の環境基準等の達成状況

- ①二酸化窒素：2015年までのできるだけ早期に、二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を目指す。
達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指す。
- ②光化学オキシダント：環境基準の達成を目指すとともに、当面の目標として光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指す。
- ③微小粒子状物質(PM2.5)：環境基準の早期達成を目指す。

【市の取組】

- 工場・事業場等への立入検査の強化
- 事業者の自主的取組の促進
- 環境に配慮した運搬制度の推進
- 光化学オキシダント対策の推進
- 揮発性有機化合物(VOC)対策の推進 等

【市民・事業者の取組例】

◆市民の取組

- ・移動時の公共交通機関の積極的な利用
- ・自動車の購入時における低公害・低燃費車の選択 等

◆事業者の取組

- ・環境に配慮した運搬の実施要請（荷主・荷受人の取組）
- ・工場、事業場からの排出ガスに関する自主的な管理目標の設定、定期的な測定、適正管理 等

重点分野 化学物質対策の推進

重点課題 環境リスクの効果的な削減を目指した化学物質の排出量の削減

【重点目標・指標】

市内のPRTR法対象事業所から排出されるPRTR法の特定第一種指定化学物質の排出量：
2008年度を基準年度として2018年度までに30%削減すること。

【市の取組】

- 化学物質適正管理の促進（事業所における自主管理の促進、市による事業者の取組支援）
- 市民等への普及啓発や情報提供（市民への化学物質に関する知識の普及及び事業者に対する化学物質による環境汚染の状況の周知など）
- 化学物質の環境リスクの把握（環境リスク評価及びダイオキシン類、有害大気汚染物質、未規制物質の環境調査）
- リスクコミュニケーションの促進（市民への情報提供及び事業者の自主管理に関する社会的合意形成を目指したコミュニケーションの促進）

【市民・事業者の取組例】

◆市民の取組

- ・化学物質に関する正しい知識の習得、環境に配慮した商品・サービスの選択による日常生活から排出される化学物質の削減
- ・周辺の事業所の行うリスクコミュニケーション事業への参加、リスク削減にむけた協働

◆事業者の取組

- ・事業所から排出される化学物質が、事業所周辺に与えている環境リスクの評価
- ・代替物質への転換や排出防止施設の設置など、化学物質の取扱工程に応じた効果的にリスクを低減させる対策の検討や実施
- ・化学物質の適正管理における社会的合意形成を目指した周辺住民とのリスクコミュニケーションの実施

重点分野 環境に配慮した産業の振興と国際貢献の推進

重点課題 環境関連産業の振興・育成と環境技術による国際貢献の推進

【重点目標・指標】

- ①海外からの環境技術視察・研修の受入人数：現状（2009年度1,143人）より増やすこと
- ②環境に係る国際会議・イベント等実施状況
- ③環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究の件数と実施内容

【市の取組】

- 川崎のフィールドを活かした産学公民連携した共同研究による環境技術開発の推進
- 環境、エネルギー等分野の研究開発型〔先端〕産業の創出と集積の促進
- 川崎の優れた環境技術情報の収集・発信
- 国連環境計画（UNEP）連携協調事業の推進
- 環境技術研修生受入や指導者派遣など環境技術の海外移転の推進
- アジア各国のベンチャー創業拠点となるアジア起業家村構想の推進
- 環境技術の集積をもつ企業・研究機関等との連携による、市民の環境技術に対する理解の促進（環境教育・環境学習）

【市民・事業者の取組例】

◆市民の取組

- ・開発途上国の資源・エネルギーに依存している現状の認識及び地球規模での環境問題への理解

◆事業者の取組

- ・環境関連の技術や製品の開発
- ・環境技術研修生受入や指導者派遣など、環境技術の海外移転による国際貢献活動への積極的な取組

重点分野 環境教育・環境学習の推進

重点課題 総合的な環境教育・環境学習の推進

【重点目標・指標】

- ①環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況
- ②環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数：
2010年度から2020年度までに延べ800人
- ③小・中学校における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況

【市の取組】

- 環境教育・環境学習の講座やイベントなどの開催、様々な場や機会の提供
- 区役所など地域に身近な場での環境教育・環境学習の推進
- 身近な自然を活用しての体験型の環境教育・環境学習事業の実施
- 「総合的な学習の時間」等を活用した環境教育・環境学習の充実
- 幼児期における環境教育の推進
- 環境学習活動や環境保全活動を率先して行う人材の育成
- 育成した人材の活動の場や機会の拡充
- 講座修了生等のネットワークづくりの支援や市民活動団体との交流の促進
- 環境教育・環境学習、環境保全活動を推進する拠点づくり
- 各拠点での環境教育・環境学習の充実

【市民・事業者の取組例】

◆市民の取組

- ・環境教育や環境学習の場への積極的な参加、環境問題についての理解の増進
- ・環境に配慮したライフスタイルの実践、環境に関する地域の様々な活動への積極的な参加

◆事業者の取組

- ・地域への環境負荷低減等についての目標設定、社員への認識の浸透及び目標達成のための行動
- ・社内における環境教育・環境学習の取組に関する社員の家族や地域への周知、様々な媒体を通じた積極的な情報発信
- ・地域で実施する環境保全活動等への積極的な参加及び活動の支援 等

重点分野 環境パートナーシップの推進

重点課題 環境パートナーシップの推進による地域の環境保全活動の促進と地域コミュニティの活性化

【重点目標・指標】

次の協働による環境保全活動の実施状況

- ①資源集団回収量：2013年度までに65,000トン
- ②市民植樹参加者数：現状（2009年度250人（市主催分））より増やすこと。
- ③まちの美化運動等参加者数：現状（2009年度15,104人（多摩川美化活動参加者））より増やすこと。

【市の取組】

- 市民・事業者の環境保全に係る自主的取組の促進
- 多様な主体の参加による協働した環境保全活動の推進
- 公園など地域の身近な場での協働による管理・運営の実施
- 地域における環境保全活動を通じた地域コミュニティ活性化への支援
- 環境情報の収集・発信
- 意見交換や交流の場などを通じた環境情報の共有化の推進

【市民・事業者の取組例】

◆市民の取組

- ・地域コミュニティなどにおける身近な環境美化、緑化、資源集団回収などへの参加
- ・関心のあるテーマでの環境保全の活動や団体への積極的な参加

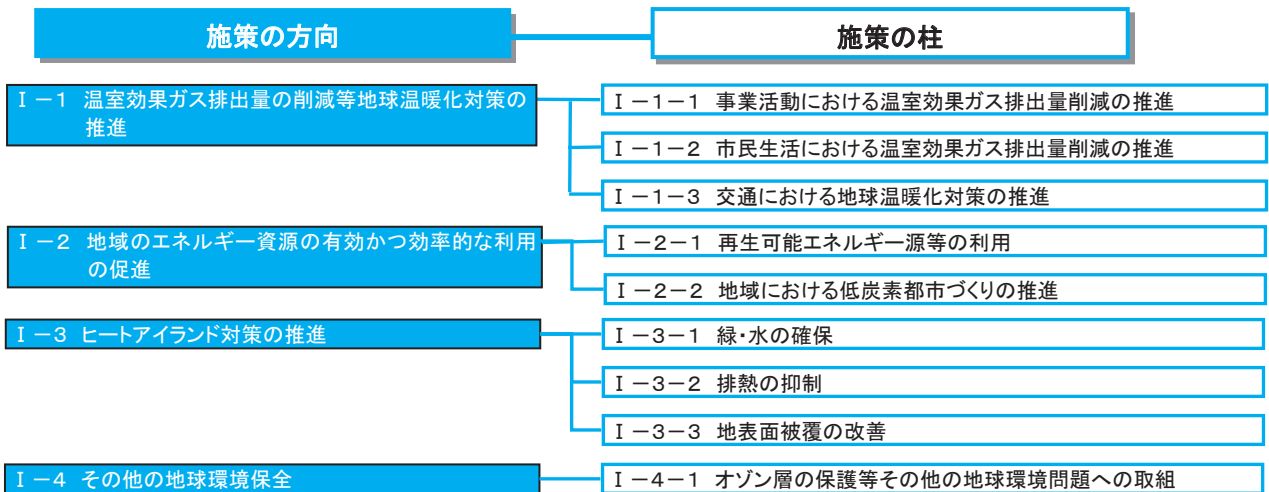
◆事業者の取組

- ・地域の環境保全活動への積極的な参加
- ・環境保全に関わる事業者の団体やネットワークへの参加

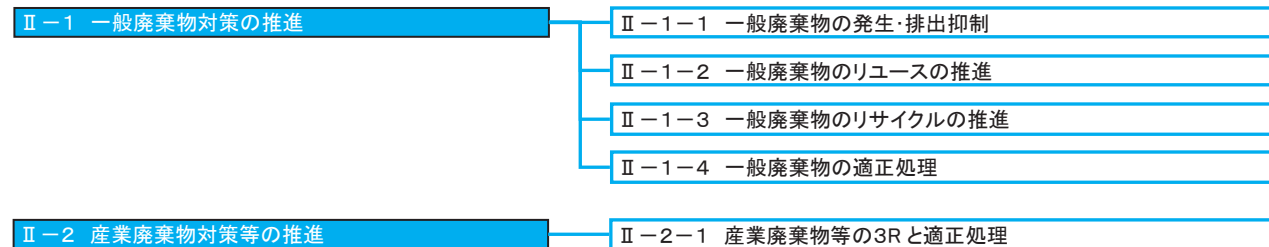
第6章 基本的施策

「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向け、本計画が実施する施策の体系を基本的施策として次のとおり、示します。

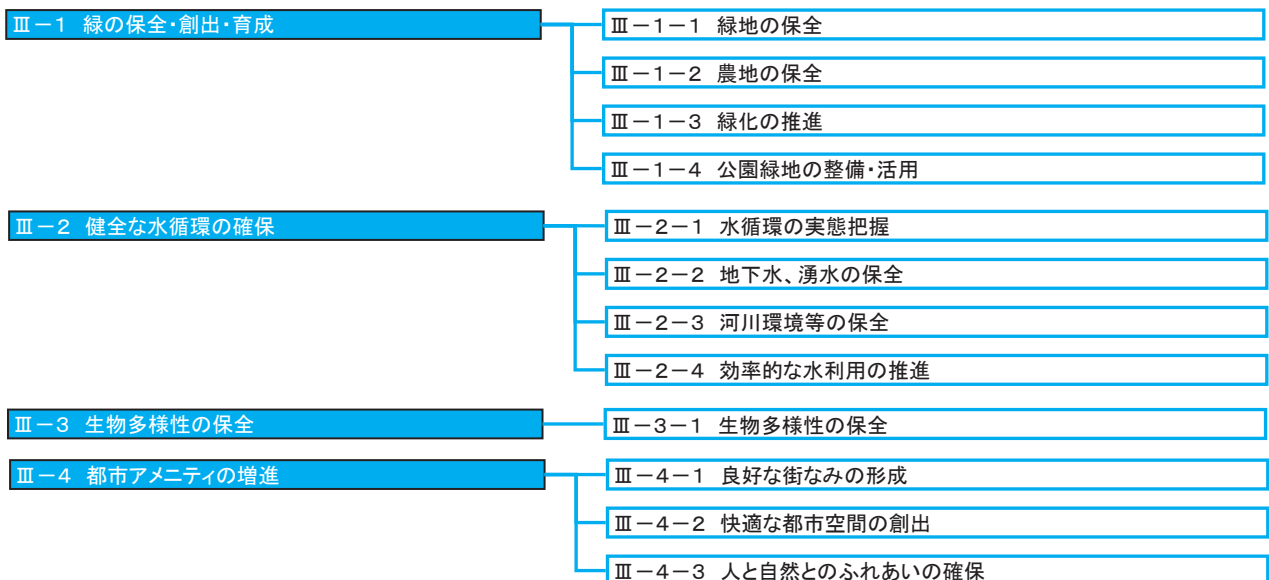
環境政策 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす



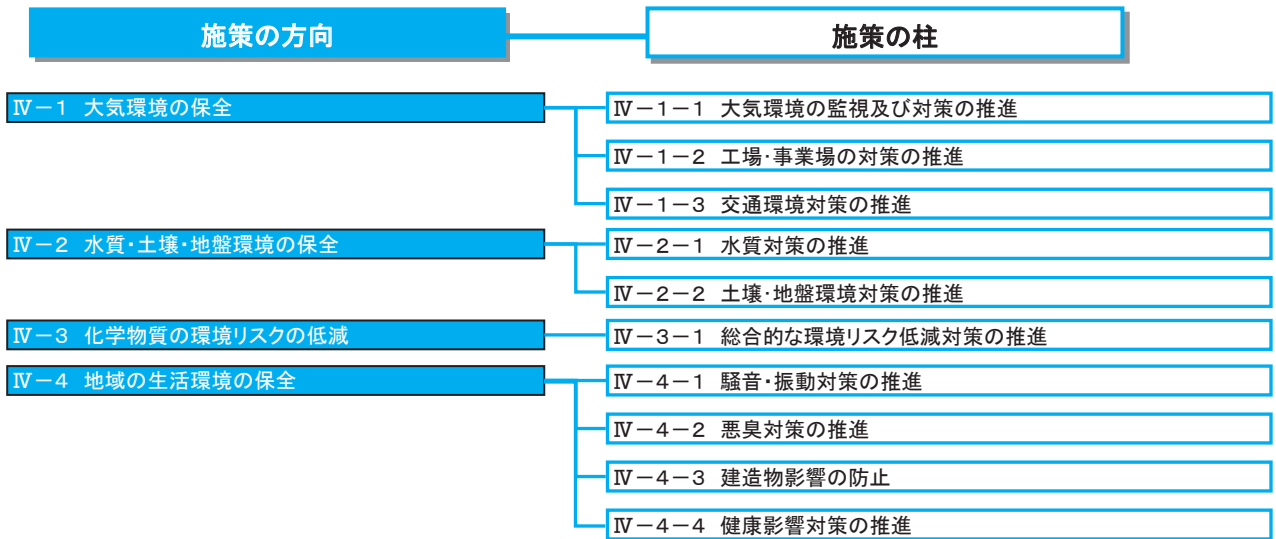
環境政策 環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす



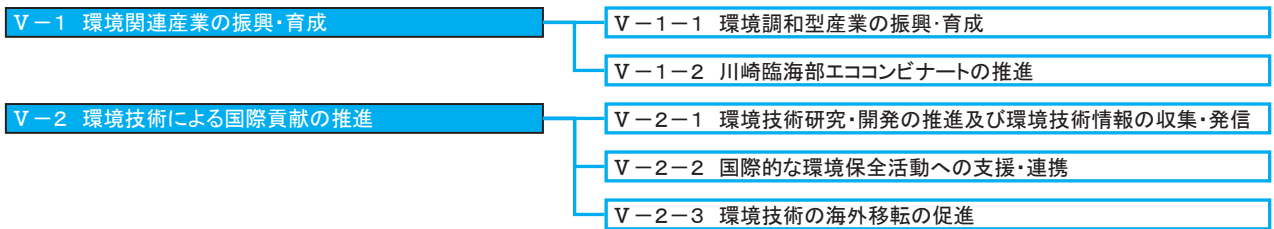
環境政策 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす



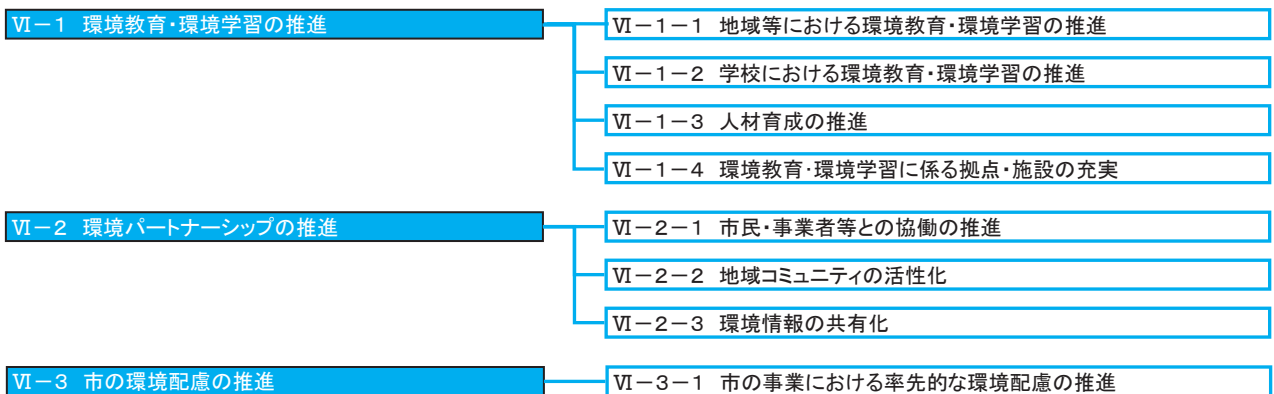
環境政策 安心して健康に暮らせるまちをめざす



環境政策 環境に配慮した産業の活気があられ、国際貢献するまちをめざす



環境政策 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす



第7章 環境配慮指針

1 環境配慮の基本的方向

●環境配慮指針の目的

環境基本条例では、環境配慮指針について、市民、事業者及び市が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すものとしています。

環境配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動等に対する配慮事項の例を明らかにすることによって、「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けた、市民、事業者及び市の自主的な取組を促していくものです。

●環境配慮指針の構成

「地域別環境配慮指針」、「主体別環境配慮指針」、「事業別環境配慮指針」の3つの指針から構成されています。

2 地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、自然的かつ社会的条件を考慮して、臨海部（川崎区）、内陸部（幸、中原、高津区）、丘陵部（宮前、多摩、麻生区）の三地域に区分します。各地域におけるめざすべき環境像や主な環境配慮事項の例は次のとおりです。

●丘陵部のめざすべき環境像●

豊かな緑と水を守り育み、自然とのふれあいを大切に
する丘の地域（まち）

例：・建築物におけるエネルギーの効率的利用、太陽光等の再生可能エネルギー源の導入に努める。・マイバッグ持参の普及啓発など、レジ袋削減に向けた取組の推進に努める。・多摩丘陵を構成するまとまりのある樹林地については、様々な手法を活用した特別緑地保全地区等の指定、緑地保全協定の締結等様々な手法を活用した保全に努める。・通勤・通学や買い物等におけるマイカー利用を抑制するため、住宅地と鉄道駅等を結ぶバス路線の充実やバス交通の定時運行の確保に努める。・企業や大学・研究機関等との交流の促進に努める。・自然環境資源を活かした環境学習の場の提供に努める。



●内陸部のめざすべき環境像●

生活と産業が共生し、水や緑と調和した地域（まち）

例：・打ち水や緑のカーテンなどヒート・アイランド現象抑制に向けた取組の推進に努める。・市のリサイクル施設を核とした市民の積極的参加による廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用活動に努める。・多摩川、二ヶ領用水、平瀬川、矢上川、鶴見川等の恵まれた水辺環境を活かし、水質浄化、親水機能の向上、周辺施設の整備に努める。・新たな住宅地開発や商業業務地区の形成に当たっては、日照障害、電波障害、ビル風害等の建築物による周辺環境への影響に配慮するよう努める。・先端技術産業等において、環境配慮型製品の研究開発・製品化に努める。・市民・事業者等と連携し、地域における環境教育・環境学習の推進に努める。

●臨海部のめざすべき環境像●

環境に配慮した都市活動が活気にあふれ、海に開かれた地域（まち）

例：・工場・ごみ処理施設等の排熱の有効利用等、地域特性を活かしたエネルギーや資源の循環の仕組みづくりに努める。・工場等における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める。・公共施設、公園緑地、道路、事業所敷地、建物の屋上や壁面における緑化、社寺林の保全等に努める。・環境に配慮した運搬（エコ運搬）実施の要請等により、臨海部におけるエコドライブ実施率や低公害車利用の向上に努める。・公害克服に取り組む過程で培った経験や環境技術を活かして、アジアをはじめとした工業化の著しい途上国を中心に、UNEPと連携した取組や研修生の受入れなど、環境技術による国際貢献に努める。・工場・事業場、商業施設、公共施設などの地域資源を活かした環境に関するイベント、講座の開催に努める。

3 主体別環境配慮指針

主体別環境配慮指針は、市民、事業者及び市がめざすべき環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするものです。

市民

(1) 市民の環境配慮指針

市民の立場で行う環境配慮事項の例について示すものです。

例：・電気、水道、ガス等の使用量の削減に努める。・商品を購入する際、無駄なもの購入は控え、できるだけ長期にわたって使用できる商品を選択するよう心がける。・樹林地や農地、川等の身近な自然の観察活動や保全活動への積極的な参加を心がける。・移動の際、できるだけ自家用車の使用を控え公共交通機関や自転車等を利用するよう心がける。・商品を購入する際、環境への負荷の少ない商品を購入するよう心がける。・環境教育や環境学習の場に積極的に参加し、環境問題についての理解を心がける。

事業者

(2) 事業者の環境配慮指針

事業者の立場で行う環境配慮事項の例について示すものです。

例：・環境報告書等の作成により、環境に関するデータ、取組等に関して広く情報提供に努める。・太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー源の導入、工場排熱などの未利用エネルギーの有効利用に努める。・使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、長期間使用できる製品やリサイクルが容易な製品など、環境への負荷が少ない製品の製造・販売、利用に努める。・工場等の敷地や建物は、周辺環境との調和を図るとともに、敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。また、緑地確保や緑化に当たっては、生物の生息空間としての機能にも留意する。・自動車の導入・入替に当たっては、九都県市指定低公害車等や低公害・低燃費車を選ぶように努めるとともに、自動車の適正整備に積極的に取り組むよう努める。・環境関連の技術や製品の開発に努める。・社内での環境教育・学習の機会や地域住民との協働による環境保全活動の機会づくりに努める。

市

(3) 市の環境配慮指針

市の行政活動や事業の際の環境配慮事項の例について示すものです。

例：・総務・管理部門：物品、備品等は、環境配慮型製品等を購入する。・市民生活部門：ごみ収集車等に、最新規制適合車等の低公害車の導入を推進する。・都市施設部門：一旦建設された建築物は長期間使用することから、設計・施行段階から節水や省エネルギー対策等の環境配慮を行い、その使用に当たって環境負荷の軽減を行う。・産業育成部門：市内企業に対し環境技術の開発支援を行うとともに、環境技術の海外移転を通じて、国際貢献を行う。・教育部門：環境教育等を通じて環境意識の普及を図る。・公営企業部門：浄水場、水処理センター、交通施設等での緑化を推進する。
このほか、職員の日常業務などにおける環境配慮事項を示します。

4 事業別環境配慮指針

事業別環境配慮指針は、すべての開発事業や施設整備を行う上で、広域的、複合的な影響を含めて、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するとともに、良好な生活環境を創造するよう、環境に配慮すべき事項の例を示すものです。

《主な対象事業》

交通施設整備事業、住宅系整備事業、商業・業務系整備事業、工業系整備事業、埋立・港湾整備事業、公園・墓園整備事業、河川改修事業、下水道整備事業、廃棄物処理施設整備事業、水道及び工業用水道施設整備事業、エネルギー供給施設等整備事業、研究施設整備事業、公共建築物建設事業、その他の事業

《事業共通の環境配慮事項》

例：・建設資材運搬等に使用する車両は、可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を採用するよう配慮する。・工事に伴う建設廃材その他の廃棄物や残土の発生量を極力削減するとともに、リサイクルを進めるよう配慮する。・工事中は、雨水の貯留能力を確保するとともに、工事排水の適正処理に配慮する。・建設資材運搬等の車両の運行経路は、通学路等周辺地域の状況に応じて通行の安全に配慮する。・事業の実施に当たっては、既存樹木の保存、植樹、屋上緑化等、緑の保全及び回復成に努め、潤いのある都市空間の創出に配慮する。

このほか、事業別の環境配慮事項を示します。

第8章 計画の推進

● 計画の推進体制

本計画の推進のためには、市の施策が本計画に基づいて実行されるよう調整するための庁内の体制とともに、市民や事業者との連携による取組を図るよう、市民及び事業者との協働の体制も必要となります。さらには、本計画の進行管理に関して公正な立場から評価する体制も必要となります。そこで、環境基本計画の推進体制として、以下の体制を位置づけることとします。

● 市の推進体制

《環境調整会議》（環境基本条例第11条に基づく組織）

副市長を会長とし、関係する局の長から構成される市の内部機関で、計画の策定及び変更、環境施策及び環境行政の総合的推進に関して総合的調整を行うとともに、年次報告書の作成等を行います。

● 市民及び事業者との協働の体制

《市民及び事業者とのパートナーシップ》

地球温暖化や廃棄物、緑その他様々な環境分野で活動する市民や事業者とのパートナーシップについて、これらの活動や組織と連携を図るとともに、その活動を支援していきます。

● 計画の外部評価体制

《環境審議会》（環境基本条例第13条に基づく組織）

市民及び学識経験者等から構成される組織で、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境保全に関する重要事項について公正かつ専門的な立場から審議を行います。

環境基本計画に関しては、計画の策定、変更及び年次報告書による計画の進行管理について審議を行います。

● 計画の点検・評価

【計画の進捗状況の把握】

計画の進捗状況を把握し、評価するため、計画に定める指標の状況、目標の達成状況、施策の実施状況等について年度ごとに調査を実施します。なお、計画の進捗状況について、より適切に把握し、評価するため、経年的な推移を整理することに努めます。

【総合的な評価】

本計画では、計画全体の進捗度合いを把握する際の目安とするため、「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」の実現に向けた計画全体についての総合的な評価を行い、多様化、複雑化した環境問題に対する総合的で継続的な取組の推進に活用していきます。

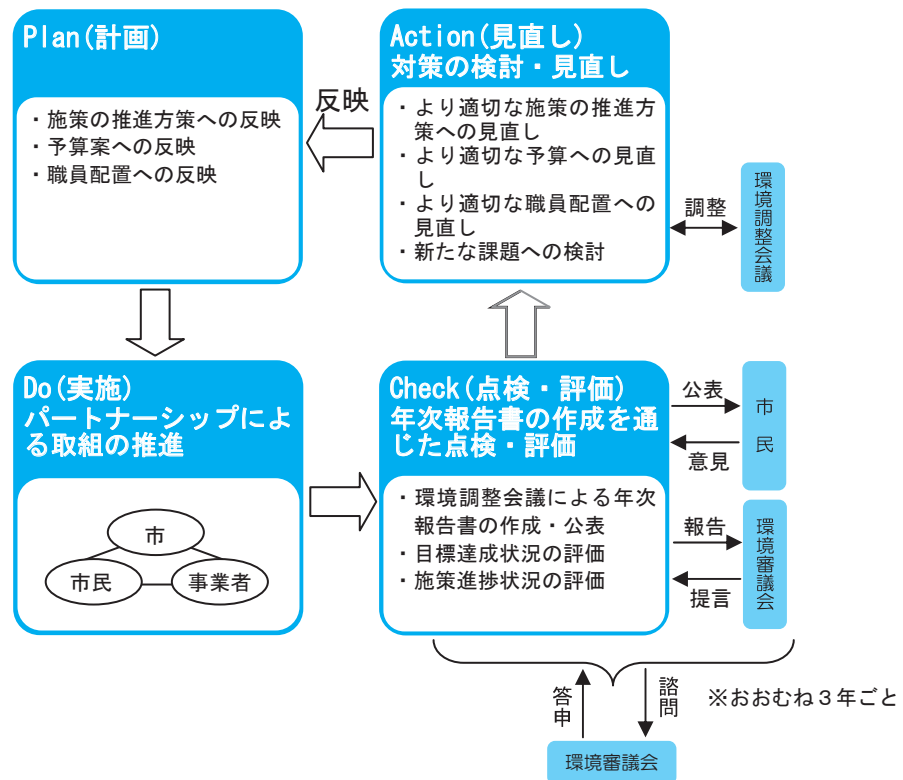
● 計画の推進及び進行管理の仕組み

本計画に掲げる「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けて、毎年度、前年度に実施した施策事業の成果を取りまとめ、計画の進捗に関して点検・評価します。

施策事業の推進及び進行管理に当たっては、次の事項を考慮した仕組みで運用を図ります。

- ①計画に掲げられた施策事業について市が実施するとともに、市民、事業者及び市のパートナーシップにより推進し、目標の達成を目指します。
- ②関係部局への照会を通じ、指標の達成状況など、計画の進捗状況の定量的な把握を行うとともに、施策の実施状況についても整理します。
- ③指標の達成状況から、計画の進捗状況の目安を明らかにし、年次報告書を作成します。
- ④年次報告書を市民及び事業者等に公表し、意見を募集します。
- ⑤年次報告書を環境審議会に報告し、提言を受けます。
- ⑥おおむね3年ごとに年次報告書による環境基本計画の進行管理について、環境審議会に諮問し、答申を受けます。
- ⑦年次報告書とそれに対する市民及び事業者の意見、環境審議会からの提言を踏まえ、さらに、環境調整会議との調整の上、本計画の「めざすべき環境像」の達成に向けた施策・事業の検討、見直しを行います。
- ⑧検討、見直しの結果を踏まえ、可能な範囲で次年度以降の施策の推進方策や予算案、施策の推進体制に反映させるとともに、新たな課題への対応を検討します。

これらの①～⑧について、次のような一連の流れを繰り返すことによって、計画の効果的な推進を図り、進行管理を行っていきます。



計画の推進及び進行管理のフロー

○ 計画の推進を促す仕組み

本計画の着実な推進を支える制度や仕組みを以下に示します。

これらの制度や仕組みは、地域環境の保全のための施策展開や計画の総合的推進を図る上での基本となることから、推進、活用等に留意するとともに、その充実、強化に努めます。

1 協働による取組の推進

本計画の推進や環境施策の実施に当たっては、市が主体となって取組を進めるだけでなく、市民・事業者などと、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、互いの特性を発揮しながら取り組むことで、より大きな効果を上げることを目指します。

2 分野別計画との連携

環境分野の関連する他の計画との連携を図り、施策事業の実施や進行管理においては関連する他の計画との整合にも配慮して、総合的な推進を図ります。

なお、分野別計画について目標等を大きく変更するなどの見直しを実施する場合には、本計画に定めた「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」等を念頭に目標等の検討を行うとともに、必要に応じて本計画に定める目標、施策、環境配慮指針等についても調整を行います。

3 環境調査制度の推進

環境に係る市の主要な政策又は方針のうち、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等を対象とし、環境に係る配慮が十分になされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等について調査を行う制度です。

本制度により、できるだけ早期の段階で環境面からの総合的調整や環境基本計画との整合性の確認を行い、環境上の配慮を組み込むことや環境調整会議の手続を通じることなどにより、環境配慮の実効性を確保します。

4 環境影響評価制度の推進

環境基本計画で示す環境配慮指針との整合を図り、新たな環境問題にも的確に対応しながら、適正な環境影響評価制度を推進します。

5 環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報を体系的に整備し、利用を図ります。また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、情報を整備し、適切な提供に努めます。

6 環境科学に関する調査研究の充実

環境科学に関する調査研究は、都市活動や産業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めます。

7 経済的手法の活用

市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法である経済的手法の活用について、調査・研究を行います。

8 財源の確保

環境基本計画の推進に当たり、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度等の創設等、財源の確保に努めます。

また、施策事業の優先度や効果、あるいは、環境の現状や計画の進捗状況の点検・評価を踏まえ、より重要な課題に対する実効性が確保されるよう取り組みます。

川崎市環境基本計画

2011（平成23）年3月全面改定

概要版

発行 川崎市

編集 川崎市環境調整会議

（事務局 川崎市環境局総務部環境調整課）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL:044-200-2374

FAX:044-200-3921



KAWASAKI CITY

川崎市

川崎市環境基本計画

2011(平成23)年3月全面改定

概要版

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- この印刷物は、大豆インキを使用しています。

